

戦後の体育科教育における教材概念の検討

——昭和22年学校体育指導要綱から昭和28年小学校学習指導要領体育編まで——

岩 田 靖・竹 田 清 彦

Examination of the concept of teaching material in physical education after World War II

——through the publications of the course of study from 1947 to 1953——

Yasushi IWATA and Kiyohiko TAKEDA

In pedagogy (general didactics), there is an assertion that “teaching content” and “teaching material” are different concepts, and that these two concepts should be basically distinguished. Teaching material has been conceptualized as a means to help learners acquire teaching content. In the field of physical education, however, we are often confronted with the confusional situations between teaching content and teaching material. Accordingly, it is important to re-examine the meaning and the function of teaching material in order to improve the instructional theory and practice of physical education.

The purpose of this study is to examine the concept of teaching material in physical education after World War II. In this paper, as a part of the theme, the conceptual change of teaching material in the 1st and 2nd periods is considered, especially through the publications of “course of study” presented by the Ministry of Education in 1947-1953.

The main findings are as follows.

1) The 1st period [the Courses of Study in 1947-1951]

The concept of teaching material was understood in the functional aspect as a means to accomplish objectives (developmental objectives) in physical education, while it indicated sport (physical activities) in the substantial aspect. In this period, the “function of teaching material as a means” corresponded to the “character of sport (physical activities) as a means” within the prescription that physical education was “education through physical activities”, in which emphasis was put not on objectives, but on means for education.

2) The 2nd period [the Course of Study in 1953]

In this period, it was thought that sport was educational content as well as a means to realize developmental objectives. According to this understanding, the concept of teaching material that had been closely connected with the “character of sport as a means” was obliged to change. Teaching material was therefore transformed into the concept that implied two meanings, content and means, in the functional aspect.

Key words: teaching material, teaching content, course of study, education through physical activities

I. 緒 言

教育学において「教材」とは従来から一般に「教育のための材料」、あるいは「子どもが学習するための文化的素材」と捉えられてきたが、1960年代の「教育内容の科学化」の主張から今日にわたる教授学分野の研究動向においては、特に教える(学ぶ)中身、すなわち教育内容(教科内容・学習内容)とそれを教える(学ぶ)ための手段としての教材とを識別するための論理を構築する必要性が指摘されており¹⁾¹¹⁾¹⁵⁾²⁰⁾²²⁾、各教科教育学領域にもその認識が浸透し始めている。またそのことによって教材づくり(教材構成)への課題が見通されつつある。

近年、体育科教育の分野においてもこのような方向での論議が少ないながらも見られ、これに関する指摘も確認できる⁷⁾¹⁰⁾¹³⁾²¹⁾。この傾向は、体育の学力論の展開や教科内容研究の深化に伴いながら、殊に体育授業における「わかること」、いわゆる認識内容の教授=学習の側面から追究されているとも言える⁹⁾。また、体育科教育の目的・目標、内容、方法との関連において教材の位置づけを再検討することが必要であるとの指摘も見られる⁹⁾。

勿論、これらの背景には、従来体育科教育において教えるべき内容(教科内容)とそれを教えるための教授手段(教材)との区別を意識した論議が稀薄であったこと、また内容と教材とを混乱させたまま放置してきた歴史が存在するのであり、したがってこのような研究方向には現状に対する批判的認識から出発しているものが多いと言える⁴⁾⁵⁾。

しかしながら、これらの動向とは反対に、一方では「教材」という用語の使用を避ける傾向も見られる。それは例えば、これまで体育科教育において扱われてきた文化的素材としての運動(スポーツ)が、単なる手段としての教材ではなく、運動それ自体が学習されるべき内容であるという考え方からであるとされる¹⁴⁾²⁶⁾。

したがってこのような相反するかのごとくみえる状況において、体育科教育における「教材」概念の教授学的な意味、及びその概念の機能についての有効性を今一度再検討しておく必要がある。

戦後体育科教育は「身体教育」から「身体活

動(運動)を通しての教育」への転換を経て、さらには「運動の教育」「スポーツ教育」といった、文化としての運動(スポーツ)そのものを教授=学習の対象とする教育へとその流れを変化させてきている。学習指導要領においても、社会的(民主的)態度の形成、運動技能の習得、体力の育成、楽しさの追求といったように、改訂を重ねるごとに掲げられた諸目標の強調点を移してきている。そして、このような教科論・目標論の変遷の過程で、体育科教育における運動(スポーツ)の位置づけや教育内容に関する検討がなされてきたと言える。しかしながら、体育科教育においては教育学(教授学)分野に見られるような観点からの教材の概念化や教材論の展開はそれほど活発ではなかったと言えるであろう。

そこで本研究は、教材に関する理論的展開に向けての前段的作業として、戦後の体育科教育における教材概念の変遷を辿り、教材概念の転換の契機と、そこに見られた諸問題についての整理を試みることを目的とするものである。本稿では紙幅の関係から、その一部として、昭和20年代末までの概念把握の問題に限定し、文部省学習指導要領に現われてきた教材概念の検討を中心に考察を進めることにする。

II. 本 論

戦後の文部省学習指導要領に現れてきた教材概念の変遷を跡づけ、その変化の契機を探ろうとするわけであるが、その視点として体育科教育の目的(目標)、内容、方法といった教育学的連関における「教材」の位置づけやその概念化に眼を向けることが不可欠であろう。その中でも、教育学(教授学)分野の研究動向を視野に入れた場合、特に「内容」概念との意味関係を中心に整理する必要がある。また、体育科教育における運動(スポーツ)の意味づけに関わって教材概念の変化の過程を論ずることが有益であろう。

そこで戦後における教材概念の変遷についての検討・考察を行なう前に、現在まで影響を与えていると思われる諸論議を今述べた観点から概略的に記述してみることにする。それらは本稿において検討の対象としようとする時代区分以降の論議ではあるが、そこに見い出される論理的問題の所

在が、ここでの考察の手掛りとなろう。

1. 体育科教育における教材概念に関わる論議

緒言で触れたように、体育科教育において教育概念についての論議は稀薄であった。盛んに論じられてきたのは、一般に体育において用いられる運動（スポーツ）が教材であるとする暗黙の了承を背景に、いかなる運動が教材として好ましいのかといった角度からの問題についてであったと考えられる。そしてこの文脈の中で、松田²⁵⁾が整理したように、教材研究の諸視点として、①教材の生理学的研究、②教材の力学的研究、③教材の心理学的研究、④教材の社会学的研究、⑤学習指導法との関連における教材研究、などが掲げられてきたと言ってよい。松田は教材概念の問題に対しては直接的に語ってはいないが、次のような論述の中に教材の考え方に関する問題の所在が読みとれる。

「…体育が、“身体の教育”としてではなく、“身体を通しての教育”として考えられるようになり、目標として、身体的発達のみならず、規律とか協同の習慣などがとりあげられるようになった場合でも、それらが具体的に、『学習内容』としてとりあげられることはなかった。すなわち、運動が身体的、精神的な発達を刺激する素材と考えられ、その立場から教材研究がなされていた。

体育科における教材が、体育の目的に応じて学習させる必要があると考えられる『学習内容』として、とりあげられるようになり、その立場から研究されるようになったのは、昭和26年以降であると言ってよい…（中略）…

…しかし、教材を発達を刺激する素材とする立場は、学習内容としてとらえられるようになったこんにちにおいても忘れてはならない重要な立場である。むしろ、発達刺激としての立場と学習内容としての立場を、いかに調和させるかが、現在および将来の体育科の重要な問題であるといわなければならない。」²⁵⁾

この松田の指摘のように体育についての教科論的把握や体育目標の捉え方の移り変りの過程で、体育科教育における運動（スポーツ）の意味づけが変化してきたことは事実であり、またその解釈も理解できるものである。すなわち運動（スポーツ）が内容的位置を与えられたのである。しかしながら、その場合の「学習内容」と「教材」との

関係把握には未分化性が窺われ、その二つの概念間の論理的整合性に問題が残されていたと言える。

このような状況において体育科教育における教材概念の問題について再検討を試みようとしたのが佐藤¹²⁾である。佐藤は昭和26年の中学校・高等学校学習指導要領以後、「教材ということばは教材内容—学習内容をさすようになってきているが、教材の明確な概念規定までには至っていない」と指摘し、先の松田の考え方に見られる「学習内容としての教材」といった把握に対して、より一層厳密な教材論の展開の必要性を提起している。

そこで佐藤は体育教材の概念規定についての論点を「経験のまとまり」「教材と内容の二重性」「教材の性質と構造」「教材の系統性」「教材の解釈」といった観点から整理している。また「教材」と教材となる以前の文化的な運動遊戯としての「素材」とを区別しながら、「運動素材+教育的意味・価値（内容）=教材」という図式を提示し、さらには教師の仕事である教材研究の内実についての定義も行なっている²¹⁾。この佐藤の提案によって、佐藤自らが掲げた教材概念の規定に関わる論点に内包された諸問題、つまり教材を「経験のまとまり」と理解することや、「教材の内容の二重性」といった問題を分析し、解決する契機を与えたと考えられるが、佐藤自身はこれらの問題に関して直接的な見解を示してはいない。しかしこの佐藤の教材概念に関する問題指摘の重要性は今だに失われてはいないであろう。

また荒木は「教材は運動文化そのものを選択し採用する場合もあるし、運動文化を背景としつつ教材化して指導する場合もある」とし、「運動文化を背景として教材を考えていく場合、運動文化のもつ文化的価値を明確にするために、その運動文化のもつ技術的特質を明確にすべきだと考えるし、教材として選択したならばその教材の教材価値を生かすように指導していかなければならない」²⁾と述べ、「教材価値を決める視点」として、①歴史的・社会的に将来も継承・発展できる運動文化、②子どもたちの発達・認識に照応した内容をもつ運動文化、③運動技術の習得過程が系統化できる運動文化、④集団で学習できる運動文化²⁾、さらには⑤身体諸器官・諸機能の発達に有効な運動文化³⁾、の5つを掲げている²²⁾。

この荒木の指摘の基盤には、体育科教育の教材を、「歴史的・社会的に継承し発展してきた運動文

化を背景とし、それらの中から体育の目標にそって、教育内容として選択し組織したもの³⁾と捉える概念把握が存在している。この把握から上記の教材価値に対する視点を解釈すると、体育科教育においていかなる運動文化を選択するのかという問題に関して、「体育の教材はスポーツであればよいとか、身体活動であれば教材たり得るといのように、スポーツを教材または、運動（身体活動）即教材というような短絡的把握³⁾に対する批判的論点として多大な意味を付与していることは事実であろう。また、体育という教科の成立基盤の一つとしての運動文化が、身体的発達等の外在的目標にとっての手段としてだけでなく、運動文化それ自体が内容的位置を与えられるべきものであることを重視する意味で「教材」を「教育内容」と置き換える表現形式がとられているとも推察できる。あるいは教育内容としての運動（スポーツ）の文化性の強調も理解できる。しかし、荒木の文脈における教材と教育内容との区別を不透明にさせる傾向は、先に引き合いに出した松田の見解と同様な位相にあり、教授学的概念としての「教材」の意味内容を不明確にするものである。

2. 体育科教育における教育概念の変遷

戦後、体育科教育において「内容」概念が明確に表記されたのは昭和28年の小学校学習指導要領体育科編においてである。すなわち「学習内容」の導入以降である。それ以前、昭和26年の中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編においても「学習内容」という用語が散見できるが、特別に概念化されるまでには至っていない。したがって教材概念を内容概念との対応関係から検討し得るのは昭和28年の学習指導要領からと言ってよい。また、昭和33年の小学校及び中学校学習指導要領は戦後の新体育からの転換を反映させたものといつてよく、その後の教材概念に影響を与えたと考えられる。したがって、戦後の教材概念の変遷を文部省学習指導要領にそって見た場合、昭和28年、及び昭和33年の学習指導要領の改訂を境とした3期に区分して考えることができる。本稿ではその中の昭和22年の学校体育指導要綱から昭和26年の中学校・高等学校学習指導要領までの区分（第1期）と昭和28年の小学校学習指導要領を中心とした時期（第2期）を検討の対象とする。

(1) 昭和22年学校体育指導要綱～昭和26年中学校・高等学校学習指導要領（第1期）

昭和22年の学校体育指導要綱においては「教材」についての概念規定は見あたらない。この要綱では、「体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育である」と体育科の性格を規定し、「健全で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会生活における各自の責任を自覚させることを目的とする」（p. 2）とした。そのための体育目標として、(1)「身体の健全な発達」(2)「精神の健全な発達」(3)「社会的性格の育成」を掲げている。この目標の達成のための手段として教材が位置づけられている。この要綱の中では、「心身の発育や発達に必ず教材」、あるいは「各時期における発育発達の様相とこれに適する運動ならびに教材」（p. 3）という記述がみられる。ここで「運動ならびに教材」といった、それら2つの用語の意味対象の関係が問われざるを得ないような表現が取られてはいるが、「教材」は各種の運動として理解されており、その運動は「体操」（徒手・器械）と「遊戯」（遊戯・球技・水泳・ダンス）に類別されていた。

続いて昭和24年の学習指導要領小学校体育編（試案）では、戦後初期の経験主義的教育理論の影響が色濃く見られ始める。そのことは体育科の性格を述べた項から端的に読みとれる。「教育の目標を達成するために必要な、児童の活動・経験はきわめて多様である。現在の各教科は、これらの活動をその性質にしたがって分類したもので、教科の区別はいわば便宜的なものである。すなわち体育科と他教科との区別は内容となる活動の性質の相違にもとづくものであつて追求する一般目標は同一」であり、「体育科は教育の一般目標の達成に必要な諸活動のうち、運動とこれに関連した諸活動および健康生活に関係深い活動を内容とする教科である」（pp. 1～2）と説明している。

また、「体育科の目標は、教育の一般目標を旨としながらなお体育科の性格に応じてさらに具体化される」として、(1)「健康で有能な身体を育成する」(2)「よい性格を育成し、教養を高める」、という2つの目標にまとめている。（pp. 2～3）

この指導要領では「教材」は次のように規定された。「教材は、教師の指導の下に児童生徒がそれによって学習する材料あるいは活動である。教材の考え方や導き出しかたはいろいろあろう…（中

略) …要するに教材は、社会や児童生徒の要求を満たすためにかれらに必要な学習の機会を提供する材料すなわち活動である」(p.6)つまりこの指導要領においても教材は目標の達成のための手段として、また身体的発達等に対する発達刺激として位置づけられ、その具体的な材料あるいは活動は各種の運動(身体活動)であると捉えられていたと言える。

またこのような教材規定の後で、多様な運動から教材として選定するための一般的基準が13項目にわたって記述され、教材群としての運動が9領域(①模倣・物語り遊び、②リズム遊び・リズム運動、③ボール遊び・ボール運動、④鬼遊び、⑤リレー・陸上運動、⑥器械遊び・器械運動、⑦徒手体操、⑧水遊び・水泳、⑨雪遊び・スキー遊び・スキー)にまとめられている。

次に昭和26年の中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編(試案)においては「教材」の意味について次のように説明されている。「体育の目標を達成するためには、そのために必要な理解を深め、態度や技能の発達に役だつ学習活動が必要である。…(中略)…これらの学習活動は、しかしながらわれわれの長い歴史的な生活の中で組織だてられてきたスポーツやその他の運動、あるいはそれに関連したものが大部分である。この組織だてられた経験のまとまりを、体育の立場からわれわれは教材と呼んでいる」(p.10)

この指導要領において、それまでには見られなかった「学習内容」という用語の使用が認められるが、前述したように学習内容それ自体の概念規定はなされておらず、指導要領の論理構造の中で独立項目として扱われているわけでもない。さらには「学習活動」という概念との関係についても直接的な説明は与えられていない。これに関わって、翌年に発刊されている前川峯雄・浅川正一共編『体育科教育法』では、「運動(教材)」及び「学習活動(教材)」という用語表記も見られる(p.137)²³⁾。指導要領における上記の教材についての説明と併せ考えると、「運動(身体活動)=教材」であると理解されていることと共に、さらには学習活動と運動(身体活動)とが同一視されていた傾向も窺える。

これに関しては昭和26年の指導要領が、「教材は目標達成の材料、手段であると同時に、学習活動(経験のまとまり)でもあるという二重の性格を

もつものとしてとらえられているのであって、教材の中に学習内容としての意味を含ませている」のであり、「一方では運動を教材(教えるための材料)としてとらえながらも、他方では文化財とみ、学習内容として取り扱っている」¹⁶⁾とする指摘もみられることを付記しておく。

さてここで、この昭和26年の学習指導要領までの時期区分における教材概念の把握のされ方を整理してみる。この時期に、教材が「学習内容」との関係からいかなる捉え方がなされていたのかを詳述することは、上記に示したように意味関係が不明瞭な部分が多いため難しいであろう。教材が関係づけられ、位置づけられてきたのは主に目標に対してである。その明確な部分を概略的に整理すれば次のようになる。つまり、「教材」とは、①目標達成の手段であり[機能的側面]、②この目標を達成させる子どもの学習活動を組織するもの、すなわち各種の運動(身体活動)が教材(運動=教材)である[実体的側面]、と理解されていたと言える。

このように整理したときに銘記しなければならないことは、まず、①の機能的側面からの概念化に関して、この時期に掲げられた体育目標は、概して身体的発達や社会的発達などといった言わば「発達の目標」であり、一般教授学上の概念における「陶冶」と「訓育」との識別の観点からみた場合には「訓育的目標」と言い得るものであったことである。したがって、ここでの教材概念は体育科独自の教育内容(陶冶内容)との結びつきから現れてきたものではなく、この目標達成のための手段という認識は「運動の手段性」という、体育科教育における運動の意味づけと表裏一体のものであったのである。

さらに、この内容論の不在と「運動の手段性」とが相俟って、②に示したような「運動=教材」という実体的側面における理解を促していたと思われる。また、運動と学習活動とを混沌とさせていた原因であったとも考えられる。しかしながら、「身体活動(運動)を通しての教育」とされていた体育概念の枠内では、逆にこの教材概念は矛盾を引き起さない安定した概念であったと言い得るのかもしれない。今述べた事柄を単純化して提示すれば図1のようになる。

先の昭和24年の学習指導要領では「教材選択」の一般的基準が示されていたが(昭和26年の指導

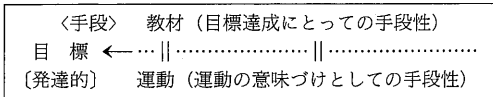


図1 昭和26年学習指導要領を含むそれ以前の教材概念把握の論理構造

要領では「教材選択上の留意点」として9項目から指摘されている), 昭和26年の指導要領では「教材評価」を問題にし始めている。それは子どもの発達段階との対応から各教材(運動)の目標達成に貢献する価値の程度を評価しようとするものであり、目標となる身体的発達, 社会的発達, 知的・情緒的発達, 安全およびレクリエーションの5つの側面から教材評価がなされている。ここに見られた「教材選択」「教材評価」という考え方や名辞の付与のし方も体育概念の方法的規定の範囲内において機能していたと思われる。

(2) 昭和28年小学校学習指導要領(第2期)

さて、「学習内容」が学習指導要領の中で明確に位置づけられたのは昭和28年の小学校学習指導要領体育編においてである。「学習内容」という用語はこの指導要領の以前には、先に述べた昭和26年の指導要領の他に、例えば、竹之下休蔵著『体育のカリキュラム』(昭和24年)において既に登場しているし¹⁷⁾、また前掲の前川・浅川共編『体育科教育法』(昭和27年)では「学習内容」及び類似したものとして「学習経験内容」といった名辞の使用もみられた。

昭和28年の指導要領では「学習内容」概念について次のような規定が与えられている。「学習内容は…小学校期の児童がこの時期にふさわしい正常な発達をなすために、またやがておとなになってからの生活が望ましい形で営まれるために、体育の立場からこの時期の児童にぜひ学習させたいし、また学習することが可能であると考えられることからの範囲を具体的に示そうとしたもの」であり、したがって、「学習内容は、体育の立場からぜひ学習させたいことがらを、児童の立場に立って見たものであるから、教師の立場からは指導内容の範囲を示すものと考えてよいわけである。」(p.11)

この指導要領では体育科の目標として、(1)身体的発達、(2)民主的態度、(3)レクリエーション、の3つが掲げられ、その目標に結びつく学習内容が5項目(高学年では6項目)から構成された。そ

れらは、A) 望ましい身体活動、B) 他の個人または集団との相互関係における行動のしかた、C) 施設や用具の活用のしかた、D) 身体活動と関連する健康習慣や安全、E) よりよき行動や生活のしかた(高学年では、体育や運動についての正しい知識、が含まれている)、であった。

この「学習内容」概念の導入の理由に関して指導要領では、「これまで体育科の学習内容はふつう運動的教材の形で考えられてきた。これは確かに一つの考え方であり、また便利でもあるが、このような考えでは体育科の学習がともすれば運動技能中心になりがちで、体育科の学習内容を適切に示す形とはいい難い弱点をもっている」(p.11)と説明された。

この「学習内容」の設定の経緯を竹之下は、「体育で用いる運動を教材と呼ぶことは勿論差し支えない。またこの教材を児童中心の考え方に立って選ぶことも決して間違いではない。しかし運動と目標との結びつきが明瞭でなく、指導に具体化する場合の注意が不足している。この欠陥を救うためには、運動の分類を教科目標によって行う考え方を取り入れ、且つ目標からいきなり教材に来る前に、教材と目標の結びつきを一そう理解し易くするために、教材とは別に学習内容というようなものを考えてみる必要がある」¹⁸⁾と指摘している。

戦後の体育科教育はその目標観を拡大させてきたが、それらの諸目標の達成を現実化させるのに、その手段となる教材としての運動を提示するだけでは、その教育実践の中身が運動技能の指導に偏る傾向にあること、すなわちその他の諸目標が指導対象として意識化されにくいことへの憂慮から「学習内容」が考えられたのである。

ところで、昭和24年、26年の指導要領では前述したように教材概念の規定が明記されていたのであるが、この昭和28年の指導要領においてはそれが見られなくなる。このことは「学習内容」概念の導入に伴って、「教材」概念が変質し始めていたことを示していたとも考えられる。竹之下は「学習内容」と「教材」との関係の次のように論じていた。

「…体育科の学習内容を考える場合には、これと教材(運動)との関係をどうするかということが、問題になります。教材は教育の材料でありますから内容というよりは、内容を習得するための手段という意味をもっております。したがって学

習内容と教材を別に扱うことが一つの形として考えられましょう。しかし現在適当と考えられている教材の多くはそのままの形で子どもたちの生活の中で用いられており、寧ろそのようなものを教材としてもってきていると考えてよいほどです。このような点からすると、教材を学習内容の一部として取り入れることが考えられます。こうなると運動は教師の立場からすると教材になり、児童の立場からすると学習内容になるという二重の性格をもってくるから、学習内容で運動をどのように位置づけるかということが問題になってきます。」¹⁹⁾

この竹之下の解説を高橋は、「このように要領は、概念的には『教材』を『内容』習得の手段とし、両者を明確に区分したのであるが、実質的には、教材は内容の一部となるとの見方をとったわけである」¹⁹⁾と跡づけている。

この竹之下の解説を踏まえながら昭和28年の学習指導要領における教材についての理解を整理してみるとどのようになるであろうか。そこで従来までの〈発達の目標〉を「運動を通して育てる」側面として、また新たに加えられた目標を「運動を教える」側面として区分し²⁰⁾、それらに運動の位置づけを対応させると、この指導要領に包み込まれた教材把握は図2のように整理できよう。

この昭和28年の学習指導要領以前には図の[A]の次元、すなわち「運動を通して育てる」と区分した発達の目標への手段としての教材概念が機能しており、その枠内で一応の安定性を示してきたと言ってよい。しかしながら、運動が内容的位置をも与えられるに至って、運動が教科論的に手段でもあり内容でもあるという二重の構造において意味づけられたのである。したがって、以前までの運動にとっての外在的価値の追求とも言い得る諸目標の中に、運動それ自体を学ぶ論理が台頭してきたこと、換言すれば体育科教育の教科論において運動が内容論的にも位置づけられたことによって、先に整理した教材についての機能的並びに実体的側面からの把握に現実的な破綻が生じることになるのである。つまりこの段階では、それ以前に浸透していた〈発達の目標を達成するための手段としての運動＝教材〉という図式が、もはや全面的に矛盾なく妥当し得るものではなくなったのであり、発達の目標に対する〈運動の手段性〉と密着して理解されてきた教材概念の有効性が問

目 標	運 動	
	教科論的位置	教授学的用語
運動を通して育てる	手 段	教 材 [A]
運動を教える	内 容	= 教 材 [B]

図2 昭和28年学習指導要領にみられる教材把握

運	教 師	教 材
動	児 童	学 習 内 容

図3 [B]次元における教材—学習内容関係

われざるを得なくなったのである。

学習指導要領ではこの概念的な問題にどのように応答したのであろうか。学習指導要領において、これに直接対応した記述をしている箇所はみあたらないが、先の竹之下の解説にみられるように、図中の[B]の次元に対し、「運動＝教材」といった従来の実体的側面からの理解(用語の適用)を踏襲しながら「教材を学習内容の一部として取り入れる」とし、部分的に「教材＝内容」という表現形式をつくり出したと考えられよう。竹之下自身も教材というのは内容を習得するための手段の意味を持つものだと2つの用語を識別し、相違する概念であることを前置きしつつも、このような論理は自家撞着に陥ってしまったものと言える。また、体育目標に対してする〈運動の手段性〉と密接に結びついて用いられてきた教材概念に内容的意味をすべり込ませた論理的整合性を欠く記述であったと思われる。先に体育科教育における教材概念に関わる論議を概括した際に特に取り上げた「内容」(教育内容・学習内容)と「教材」との概念的問題の端緒はここに見られたと言ってよい。すなわちこれ以降、「内容」と「教材」とが不明瞭に論じられる傾向が生起してくるのである。

竹之下はこの[B]次元に対して、「運動は教師の立場からすると教材になり、児童の立場からすると学習内容になるという二重の性格をもってくる」という解釈も示していた。この理解は図3のように現わすことができるが、そこで、子どもにとって運動が学習内容になる場合、その運動は教師から見れば内容習得の手段としての教材ではなく、まさに「教育内容」であったはずなのであり、教師—児童という観点から内容と教材とを区別し

ようとするのは妥当ではなかったと考えられる。

このような理解の背景には、この時期の体育科教育における運動の内容的位置づけのあり方そのものからの影響もあろう。すなわち、竹之下の解説にみられる「そのままの形で生活の中に取り入れられる」¹⁸⁾といった考え方や、前川の「運動欲求の対象」²⁴⁾とする指摘には、子どもの運動学習を経験主義的に解消してしまい、また教科の論理を生活に対して実用主義的に直結させる傾向が潜在していたことは否定できないであろう。

しかしながら、今日までの体育科教育の発展経過から見れば、そのような概念把握は、「文化としての運動（スポーツ）を教える」という視角から内容論の追究と教材論の再吟味が要請されていくべき段階への橋渡しの役割を果たしたと言えるのであり、その意味でこの段階での教材概念の把握のしかたは、体育目標・内容の漸進的な転換の萌芽期における過渡的な現象であったと言い得るかもしれない。

最後にこの昭和28年の学習指導要領が示した教材把握を簡潔にまとめれば、一方で従来の「運動＝教材」という実体的側面からの把握を引き継ぎ、またそのことによって他方では、運動が教科論の上で手段でもあり内容でもあると意味づけられるのと全く同様な意味で、教材は手段〔A次元〕と内容〔B次元〕という2つの機能的側面を融合して持つ概念として提示されたと言えるのである。

III. 結 語

以上これまで戦後体育科教育における教材概念の変遷に関し、3期に時代区分した中の第1期及び第2期について、特に文部省学習指導要領を中心に整理・考察を試みてきた。

この2つの時期を通して「運動＝教材」という実体的側面からの理解は一貫して保たれてきたと言える。但し、教材選択・教材評価等の用語使用にみられるように、運動についてその教育的価値が確認され、実践の場に選択される過程を通過したものの、という意味づけが与えられてきたことは明記しておく必要がある。

次に機能的側面からの教材概念の把握は第1期と第2期では大きな変化が生じている。昭和26年の学習指導要領までの第1期では、教材とは体育科教育において掲げられた言わば発達の目標としての〈運動の手段性〉と深く結びついた形で、

目標の達成のための手段として概念化されてきたのである。すなわち「身体活動を通しての教育」という体育概念の下で、教科論上の〈運動の手段性〉と教授学的機能としての〈教材の手段性〉とが渾然一体のものとして理解されていたのである。

しかしながら昭和28年の学習指導要領を中心とする第2期では、運動が教科論的に内容と手段との二重構造で捉えられるに至って、「発達の目標を達成するための手段＝教材」という〈運動の手段性〉と密着して理解されてきた教材概念は改変の必要を余儀なくされたのである。そしてこの二重の構造を反映し包括し得る概念の創出が求められたと言えるが、そこに見られた概念的推移は「運動＝教材」とする実体的側面からの把握を受け継ぎながら、機能的側面において「内容」と「手段」の2つの意味を包含する概念として理解される方向がとられたと言える。

注

注1) 佐藤は体育教材研究を次のように定義している。

「児童・生徒を教育する手だてとなる運動遊戯素材そのものの性質を、主として教育的視点に立って分析し、その構造や要素や機能を明らかにする⁽¹⁾とともに、教育一学習を成立させる内容についての諸要素の関係を明らかにし、⁽²⁾教育材料として有効な機能の発揮を可能にする⁽³⁾ためにおこなう科学的分析研究である」

この佐藤の定義内容を分節化すれば、教材研究の内実は、下線部(1)「素材研究」、(2)「教科内容研究」、及び(3)「教材づくり」、として構造化することも可能であろう。

注2) 荒木が「教材価値」という用語によって提示しているその内容は、佐藤の概念システムを借れば、どちらかと言えば「素材価値」と表現することがより妥当ではないかと考えられる。

注3) 昭和28年の学習指導要領の目標について宇土⁶⁾は次のように指摘しているので付記しておく。

「これまでの目標論では、もっぱら運動を発達刺激として扱う立場から、どんな発達を目ざしているか、といういわば『発達の目標』で占められていたが、ここで多少の変化が第3の目標（レクリエーション目標）をめぐって生じている。すなわち、『児童の現在および将来の生活に持ち込むことができる運動技術の体得と余暇活動としてその活用というねらいを示すもの』と学習指導要領の中で説明されているように、ここでは、単に発達の方向を示すのではなく、何を身につけさせたいとするか、いわゆる『学

習内容に関する目標、学習内容を方向づける目標」が扱われているからである。」(括弧内：筆者)

文 献

- 1) 青木・大槻・小川他編『現代教育学事典』, pp. 215-216, 労働旬報社, 1988
- 2) 荒木豊「内容・技術」, 学校体育研究同志会編『体育実践論』, pp. 42-46, ベースボールマガジン社, 1974
- 3) 荒木豊「スポーツ教育の理論と実践」, 影山健・中村敏雄他編『スポーツ教育』, pp. 252-297, 大修館書店, 1978
- 4) 岩田靖「体育科教育における教材論(Ⅰ)―「教材」概念の明確化に向けての前提的考察」, 『スポーツ教育学研究』, 第7巻第2号, pp. 27-40, 1987
- 5) 岩田靖「体育科教育における教材論(Ⅱ)―「教材」をめぐる概念システムに関する考察」, 『スポーツ教育学研究』, 第8巻第2号(掲載予定), 1988
- 6) 宇土正彦「体育科教育の目標と内容」, 松田岩男・宇土正彦『現代保健体育学大系10・体育科教育法』, pp. 25-26, 大修館書店, 1978
- 7) 海野勇三・今村久雄「体育授業における創造的な教授―学習と学力形成」, 中村敏雄編著『体育の実験的実践』, pp. 69-70, 創文企画, 1988
- 8) 岡出美則「体育科教育における教材づくり論検討に向けての予備的考察」, 『愛知教育大学研究報告』, 第37輯, pp. 11-23, 1988
- 9) 久保健「走幅跳の比較教材研究」, 『宮城教育大学保健体育科・保健体育論集』, No.1, pp. 79-92, 1983
- 10) 小林一久『体育の授業づくり論』, pp. 23-29, 明治図書, 1985
- 11) 佐藤学「教材と単元の構成原理」, 柴田義松編著『教育課程編成の創意と工夫(原理編)』, pp. 99-129, 学習研究社, 1980
- 12) 佐藤裕『体育教材学序説』, pp. 8-17, 黎明書房, 1972
- 13) 佐藤裕「子どもの発育発達と体育教材」, 『体育科教育』, 第36巻第5号, pp. 30-33, 1988
- 14) 佐藤良男「体育科教材研究のポイント」, 『教職研修臨時増刊No.7・教材研究読本』, pp. 226-232, 教育開発研究所, 1988
- 15) 柴田義松『授業の基礎理論』, pp. 139-154, 明治図書, 1971
- 16) 高橋健夫「新体育の確立」, 前川峯雄編『戦後学校体育の研究』, pp. 131-135, 不昧堂, 1973
- 17) 竹之下休蔵『体育のカリキュラム』, p. 53, 誠文堂新光社, 1949
- 18) 竹之下休蔵「新学習指導要領の理解のために」, 『体育科教育』, 第1巻第12月臨時増刊号, p. 12, 1953
- 19) 竹之下休蔵「目標と学習内容」, 『体育科教育』, 第1巻12月臨時増刊号, p. 26, 1953
- 20) 中内敏夫『教材と教具の理論』, pp. 13-58, 有斐閣, 1978
- 21) 中村敏雄『体育実践の見かた・考えかた』, pp. 51-52, 大修館書店, 1983
- 22) 藤岡信勝「教材構成の理論と方法」, 今野喜清・柴田義松編『教育学講座7・教育課程の理論と構造』, pp. 267-291, 学習研究社, 1979
- 23) 前川峯雄・浅川正一編『体育科教育法』, 新思潮社, 1952
- 24) 前川峯雄「学習内容と教材」, 『体育科教育』, 第1巻12月臨時増刊号, p. 31, 1953
- 25) 松田岩男「体育科の教材研究」, 波多野完治編『授業の科学/第二巻・教材研究の科学Ⅰ』, pp. 223-268, 国土社, 1964
- 26) 松田岩男・宇土正彦編『学校体育用語辞典』, pp. 89-90, 大修館書店, 1988
- 27) 文部省『学校体育指導要綱』, 1947
- 28) 文部省『学校指導要領小学校体育編』, 1949
- 29) 文部省『中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編』, 1951
- 30) 文部省『小学校学習指導要領体育編』, 1953